

東京都福祉のまちづくり推進計画（案）の概要

計画の位置付け

全ての人々が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画

計画期間

平成31年度（2019年度）から35年度（2023年度）までの5年間
※現行の計画は、平成26年度から30年度

計画の目標

誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会

推進計画の基本的視点と取組の体系

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

全ての人々が安全で快適に移動できるよう、地域住民と連携しながら、旅客施設等を中心とした地区等における面的・一体的な整備を推進するなど、交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進を図る。

- (1) 交通機関におけるバリアフリー化の推進
- (2) 道路におけるバリアフリー化の推進
- (3) 面的なバリアフリー整備

2 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備

全ての人々が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、建築物のバリアフリー化をより一層進めるとともに、高齢者や障害者等の当事者参加の取組により、利用者の視点に立って快適に利用できる施設や環境の整備を進めていく。

- (1) 建築物等におけるバリアフリー化の推進
- (2) 公園等におけるバリアフリー化の推進
- (3) 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

3 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

災害時・緊急時に高齢者や障害者等の要配慮者の安全を確保するため、事前の備えや発災後の応急対策、避難所におけるバリアフリー化等の取組を推進していく。

また、日常生活の中で発生する事故の防止や、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進していく。

- (1) 災害への備え及び対応
- (2) 日常生活における事故防止

4 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

誰もが必要な情報を適切な時期に容易に入手できるよう、情報の入手が困難な人にとっても分かりやすい様々な手段による情報提供を推進していく。

- (1) 障害者・外国人等への情報提供体制の整備
- (2) ホームページによる情報提供の内容充実

5 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人々が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進していく。

- (1) 普及啓発の充実
- (2) ユニバーサルデザインに関する教育の充実
- (3) 社会参加支援
- (4) 推進体制の整備